

令和3年6月定例会

# 総務委員会説明資料

経営戦略部  
監察局  
出納局

## 目 次

### I 提出予定案件

|                     |   |
|---------------------|---|
| 1 特別会計予算            | 1 |
| (1) 歳入歳出予算          | 1 |
| ア 総括表               | 1 |
| イ 課別主要事項説明          | 2 |
| 2 その他の議案等           | 3 |
| (1) 条例案             | 3 |
| (2) 専決処分の報告について     | 8 |
| (3) 令和2年度繰越明許費繰越計算書 | 9 |

# I 提出予定案件

## 1 特別会計予算

### (1) 歳入歳出予算

#### ア 総括表

#### 特別会計

(単位：千円)

| 区 分 | 会 計 名              | 補正前の額       | 補 正 額   | 計           | 財 源 内 訳  |          |                          |            |         |           |            |             |
|-----|--------------------|-------------|---------|-------------|----------|----------|--------------------------|------------|---------|-----------|------------|-------------|
|     |                    |             |         |             | 国支<br>出金 | 財産<br>収入 | 諸 収 入                    | 繰 入 金      | 繰 越 金   | 証紙収入      | 県 債        | 給与振替<br>収 入 |
| 財政課 | 公 債 管 理<br>特 別 会 計 | 107,529,000 |         | 107,529,000 |          |          |                          | 70,833,000 |         |           | 36,696,000 |             |
|     | 給与集中管理<br>特 別 会 計  | 31,272,398  |         | 31,272,398  |          |          |                          |            |         |           |            | 31,272,398  |
|     | 計                  | 138,801,398 |         | 138,801,398 |          |          |                          | 70,833,000 |         |           | 36,696,000 | 31,272,398  |
| 管財課 | 用 度 事 業<br>特 別 会 計 | 1,574,661   | 555,245 | 2,129,906   |          | 200      | ( 555,245 )<br>2,015,390 |            | 114,316 |           |            |             |
| 税務課 | 証 紙 収 入<br>特 別 会 計 | 900,000     |         | 900,000     |          |          |                          |            | 873     | 899,127   |            |             |
| 会計課 | 証 紙 収 入<br>特 別 会 計 | 2,080,000   |         | 2,080,000   |          |          |                          |            | 700,000 | 1,380,000 |            |             |
| 合 計 |                    | 143,356,059 | 555,245 | 143,911,304 |          | 200      | ( 555,245 )<br>2,015,390 | 70,833,000 | 815,189 | 2,279,127 | 36,696,000 | 31,272,398  |

注：（ ）数字は、補正額の財源の再掲である。

イ 課別主要事項説明

管 財 課

特 別 会 計

(単位：千円)

| 会 計 名              | 補正前の額     | 補 正 額   | 計         | 摘 要                                    |
|--------------------|-----------|---------|-----------|----------------------------------------|
| 用 度 事 業<br>特 別 会 計 | 1,574,661 | 555,245 | 2,129,906 | ① 用度購入等経費 ( 555,245 )<br>用品購入に要する経費の補正 |
| 管財課 合計             | 1,574,661 | 555,245 | 2,129,906 |                                        |

## 2 その他の議案等

### (1) 条例案

#### ① 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（人事課）

##### ア 改正の理由

国家公務員について防疫等作業手当のうち心身に著しい負担を与える作業に係る手当の額の加算措置が講じられたことに鑑み、本県の職員の特殊勤務手当においても同様の措置を講ずる必要がある。

##### イ 改正の概要

職員が心身に著しい負担を与える業務であって人事委員会規則で定めるものに従事した場合の危険業務手当の額について、加算措置を定めることとする。

##### ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例の規定は、令和3年4月1日から適用することとする。

## ② 徳島県税条例等の一部を改正する条例（税務課）

### ア 改正の理由

地方税法の一部が改正され、電気供給業のうち特定卸供給事業に係る法人の事業税の課税区分が定められたことに伴い、所要の改正を行う等の必要がある。

### イ 改正の概要

- (ア) 電気供給業のうち特定卸供給事業に係る法人の事業税の額及び区分經理の義務について、小売電気事業等及び発電事業等と同様とすることとする。
- (イ) ゴルフ場利用税の特別徴収義務者の帳簿等の備付け及び保存について、電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィルムにより行う場合における知事の承認を不要とすることとする。
- (ウ) 公益財団法人ワールドマスタースゲームズ2021関西組織委員会に対する寄附金を個人の県民税の所得割の寄附金税額控除の対象とする期間を延長することとする。
- (エ) その他所要の改正を行うこととする。

### ウ 施行期日

この条例は、令和4年4月1日から施行することとする。ただし、イの(イ)については令和4年1月1日から、(ウ)及び(エ)については公布の日から施行することとする。

### ③ 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（税務課）

#### ア 改正の理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、過疎地域内における県税の課税免除の要件について所要の整備を行う等の必要がある。

#### イ 改正の概要

- （ア） 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例（（イ）において「条例」という。）における過疎地域に、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する特別特定市町村を含めることとする。
- （イ） 条例の規定により課税免除を受けることができる者（以下「免除対象者」という。）に係る事業について、情報サービス業等を加えるとともに、過疎地域の市町村の市町村計画等（以下「市町村計画等」という。）において定められたものであることを要することとする。
- （ウ） 免除対象者に係る区域について、市町村計画等において定められたものであることを要することとする。
- （エ） 免除対象者に係る設備の取得について、改築、修繕等による取得を加えるとともに、市町村計画等の計画期間中に取得することを要することとする。
- （オ） 免除対象者に係る設備の取得価額の下限について、資本金の額等により区分するとともに、それぞれ当該下限の額を引き下げることとする。
- （カ） その他所要の改正を行うこととする。

ウ 施行期日

- (ア) この条例は、公布の日から施行することとする。ただし、イの(カ)の一部については、令和４年４月１日から施行することとする。
- (イ) この条例(イの(カ)の一部を除く。)による改正後の条例の規定は、令和３年４月１日から適用し、所要の経過措置を講ずることとする。

④ 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化を図るための県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例  
(税務課)

ア 改正の理由

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体等を定める省令の一部が改正されたことに鑑み、促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件について所要の整備を行う等の必要がある。

イ 改正の概要

- (ア) 促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件に係る基本計画の同意の期限を令和5年3月31日までとすることとする。
- (イ) 促進区域内における不動産取得税の課税免除の要件に係る適用対象施設の設置の期限を令和5年3月31日までとすることとする。
- (ウ) 過疎地域内における県税の課税免除に関する条例の一部改正に伴う所要の改正を行うこととする。

ウ 施行期日

この条例は、公布の日から施行し、イの(ウ)については、令和3年4月1日以後に適用対象施設の用に供する家屋又はその敷地である土地の取得をした事業者について適用することとする。

## (2) 専決処分の報告について

ア 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

### 専 決 処 分 内 容

| 課名  | 和解の相手方          | 賠償金額     | 事故発生年月日                                              | 事故発生場所 | 専決処分年月日   | 事故種別 | 所属名                  |
|-----|-----------------|----------|------------------------------------------------------|--------|-----------|------|----------------------|
|     |                 |          | 事故概要                                                 |        |           |      |                      |
| 管財課 | 三好市在住<br>1名     | 33,000円  | 令和2年12月23日                                           | 三好市地内  | 令和3年5月21日 | 物損   | 西部総合県民局<br>県土整備部〈三好〉 |
|     |                 |          | 県車両が道路上で方向転換しようとしてバックした際、相手所有のブロック塀に接触した。            |        |           |      |                      |
|     | 美馬市在住<br>1名     | 294,327円 | 令和2年12月24日                                           | 阿波市地内  | 令和3年5月21日 | 物損   | 畜産振興課                |
|     |                 |          | 県車両が駐車場でバックで方向転換した際、後方に駐車中の相手車両に接触した。                |        |           |      |                      |
|     | 兵庫県神戸市所在<br>1法人 | 88,700円  | 令和3年 1月19日                                           | 小松島市地内 | 令和3年5月21日 | 物損   | 用地対策課                |
|     |                 |          | 同乗者が県車両から降りようと左後部ドアを開けた際、突風にあおられ、隣に駐車中の相手車両にドアが接触した。 |        |           |      |                      |
| 計   |                 | 416,027円 |                                                      |        |           |      |                      |

(3) 令和2年度繰越明許費繰越計算書

ア 一般会計

| 課 名             | 事 業 名                                  | 金 額              | 翌年度繰越額         | 左 の 財 源 内 訳         |                |             |       |            |
|-----------------|----------------------------------------|------------------|----------------|---------------------|----------------|-------------|-------|------------|
|                 |                                        |                  |                | 既 収 入<br>特定財源       | 未 収 入 特 定 財 源  |             |       | 一 般 財 源    |
|                 |                                        |                  |                |                     | 国 支 出 金        | 地 方 債       | そ の 他 |            |
| 秘 書 課           | 広 報 費                                  | 円<br>164,566,000 | 円<br>6,000,000 | 円                   | 円<br>6,000,000 | 円           | 円     | 円          |
| 総 務 課           | 私 立 学 校 振 興 費                          | 1,035,939,000    | 16,500,000     |                     | 16,500,000     |             |       |            |
| 管 財 課           | 万 代 庁 舎 等 管 理 費                        | 728,629,000      | 136,328,300    | (繰入金)<br>12,000,000 |                | 122,000,000 |       | 2,328,300  |
| スマート県庁<br>推 進 課 | 行 政 情 報 化 推 進 費                        | 529,879,000      | 22,456,000     |                     | 22,456,000     |             |       |            |
|                 | 情 報 ふ れ あ い ネ ッ ト<br>と く し ま 創 造 事 業 費 | 614,684,476      | 5,000,000      |                     |                |             |       | 5,000,000  |
| 会 計 課           | 出 納 事 務 費                              | 209,574,000      | 68,800,000     |                     | 68,800,000     |             |       |            |
| 議 会 事 務 局       | 議 会 活 動 経 費                            | 121,478,000      | 4,000,000      |                     |                |             |       | 4,000,000  |
| 合 計             |                                        | 3,404,749,476    | 259,084,300    | (繰入金)<br>12,000,000 | 113,756,000    | 122,000,000 | 0     | 11,328,300 |